

令和2年11月27日

令和2年第2回奥多摩町議会臨時会会議録

令和2年11月27日 開会

令和2年11月27日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和2年第2回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 令和2年11月27日午前10時00分、第2回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君	第7番	澤本 幹男君
第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君	第10番	宮野 亨君
第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君		

3 欠席議員は次のとおりである。

第4番 小山 辰美君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住 民 課 長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会 計 管 理 者	坂本 秀一君
教 育 課 長	岡野 敏行君	病 院 事 務 長	須崎 洋司君

## 令和2年第2回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第1号]

令和2年11月27日（金）

午前10時00分 開会・開議

会 期 令和2年11月27日～11月27日（1日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長臨時町議会開会・開議宣告	—
2	—	2番 森 田 紀 子 議員 会議録署名議員の指名 3番 相 田 恵美子 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第64号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
6	議案第65号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第66号	奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議員提出議案 第2号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

（午前10時37分 閉会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（原島 幸次君） これより令和 2 年第 2 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

2 番、森田紀子議員、

3 番、相田恵美子議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、高橋邦男議員よりご報告をお願いします。高橋邦男議員。

〔議会運営委員長 高橋 邦男君 登壇〕

○議会運営委員長（高橋 邦男君） 令和 2 年第 2 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 64 号から議案第 66 号までの 3 議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、議員提出議案第 2 号につきましては、単独上程の上、即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 議会運営委員会委員長の報告は、以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとし、議案の上程別及び採決別においても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日

限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、配布してあります日程表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願ひいたします。

ここで、中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

清掃は終わりました。

次に、本臨時会の開会にあたり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 皆様、おはようございます。

12月の定例会を前に本日、臨時会を開催させていただきました。ご参集賜りまして大変ありがとうございます。

コロナ高止まりで終息がなかなか見通せない、なかなか苦しい状況ではありますけれども、この間、議員皆様、町民皆様、町内の事業者皆様に大変ご苦勞をおかけしておりますが、何とか最小限の形で踏ん張っているという状況かなというふうに思います。

今回のこの惨禍と言ったら何でしょうけれども、ある意味見えない敵との闘いではありますが、町民皆様一人一人が最大限のご努力をされているというところが一番肝要なのかなというふうに思います。

本日は、議案3点、それから、皆様からのご提出議案が1点ということでございます。よろしくお願ひをしたいと思います。

この夏のシーズン、秋のシーズン、観光客の動きが今までと違ったシーズンでありました。明日も明後日もまだ土日が続きますし、12月になっても今年はこの流れがあんまり収まらないのではないかなというふうに思います。ですが、私たちは、やはり観光立町としてお客様をウエルカムするという気持ちには変わりません。私たちの努力が観光客の皆様にも少しでも響いていただければありがたいかなというふうに思います。変わらぬ緊張感を持って今後の観光対策等に当たってまいりたいというふうに思います。

先日の全員協議会では、皆様方から本日の提案予定の件、それから、この議会以降の運営につきましてもいろいろな形でご配慮を賜るご決定をいただいております。感謝を申し上げます。

それから、議会事務局にもいろいろな形で、今後この終息までいろいろなご苦勞をかけると思いますが、どうぞ皆様にはそれをご理解していただきまして、よろしくお願ひを申し上げます。

本日どうぞよろしくお願ひします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、師岡町長の挨拶は終わりました。

ここで、また中央演台の清掃を行いますので、しばらくお待ちください。

これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第65号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第66号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上3件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、特別給（期末手当）の支給割合の改定を行うため規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10月30日に勧告されました東京都人事委員会の勧告内容につきましてご説明させていただきます。

町の給与改定は、東京都の職員給与条例をもとに改定しておりますが、令和2年東京都人事委員会勧告は、コロナ禍で民間の給与実態調査が政府の緊急事態宣言などの影響により、開始時期が例年より約2か月遅れ、特別給（賞与）のみ先行して勧告する2段階方式となっており、例月給は、今後報告、勧告されるとの発表となっております。

特別給（賞与）につきましては、民間事業所における支給割合を考慮して、年間支給月数を0.10月分引き下げる改定となり、特別給（賞与）では10年ぶりの引き下げ改定でございます。

給与勧告制度は、公民較差を解消して職員と民間従業員との給与水準の均衡を図ることで、職員の給料を社会一般の情勢に適応した適正な水準とする役割がございます。

今回の勧告では、特別給（賞与）におきまして、民間給与調査のうち、特別給（賞与）等に関する調査の結果によりますと、昨年8月から本年7月までの1年間において民間従業員に支給されました特別給（賞与）の平均所定内給与額に対する支給割合は年間4.57月分であり、職員の特別給、期末勤勉手当の年間支給月数4.65月分を0.08月分下回った

調査結果の報告となり、改定は 12 月期の期末手当で実施する勧告となりました。公民較差を比較し、0.10 月分引き下げ、引き下げ分をすべて期末手当で実施する勧告がなされたもので、期末手当に限りますと、2.60 月分から 2.50 月分に改める年間の期末勤勉手当の支給月数を現在の合計 4.65 月数から 4.55 月数に改めるもので、この改正は、令和 2 年度に支給する期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改正に伴います人件費の年間影響総額は、特別給（賞与）は全会計の総額で約 1,070 万 6,000 円の減額となる見込みでございます。1 人当たりの特別給の額では、20 歳代で扶養なしの場合、約 2 万 4,000 円の減額、40 歳代の係長職で配偶者と子ども 1 人の扶養親族があるものでは約 4 万 3,000 円の減額、50 歳代の課長補佐職で配偶者と子ども 2 人の扶養親族があるものでは約 4 万 8,000 円の減額となります。

以上の点を踏まえまして、本議会に上程させていただく内容は、特別給（賞与）の引き下げにつきまして改正させていただくものでございます。

それでは、議案内容についてご説明をさせていただきます。タブレット 1 ページをご覧ください。

議案第 64 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、一般職の期末手当と同様の割合を期末手当においてその支給月数を改正するものですが、わかりやすくご説明させていただくため、大変恐れ入りますが、タブレット 4 ページの議案第 65 号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の改正からご説明させていただきます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をさせていただきます。恐れ入ります、6 ページ、新旧対照表をご覧ください。また、併せて別添として配布させていただいております A 4 横長の提案説明附属資料を一緒にご覧ください。こちらのものでございます。

6 ページの新旧対照表でございます。奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表となっております。第 18 条関係でございます。下線部が改正部分となり、6 ページの第 18 条期末手当第 2 項から次の 7 ページの附則までの規定となります。6 ページの第 18 条第 2 項では、期末手当「100 分の 130」を「100 分の 125」に、同条 3 項では再任用職員について「『100 分の 130』とあるのは『100 分の 72.5』」を「『100 分の 125』とあるのは『100 分の 70』」に改めるもので、人事委員会勧告で勧告されました一般職の職員の期末手当の 100 分の 10、0.10 月分に再任用職員については 100 分の 5、0.05 月分引き下げるものでございます。

なお、ここで定める割合は、6 月、12 月の支給月にそれぞれ配分されるもので、これで期末手当につきましては年間 2.50 月分の支給月に改めるものでございます。

第4項の改正は、別表第5の区分に文言を改めるものでございます。

それでは、別添の附属資料をご覧ください。一般職の下段の基準日、令和3年6月1日の期末手当の月数の改正となります。カッコ内は、再任用職員の期末手当の支給月数です。

なお、2年度分につきましては、この後、附則の改正でご説明をさせていただきます。

タブレットにお戻りいただきまして、7ページをご覧ください。新旧対照表でございます。附則として第1項では、この条例の施行期日を定め、第2項では、期末手当に関する特別措置として令和2年12月支給する期末手当については、本文の規定に関わらず一般職は100分の120とすること、再任用職員は100分の67.5とすることを定めるものでございます。

別添附属資料でございますと、表中、基準日から右側の二つ目の表の一般職の欄でございます。中段の2年12月1日の期末手当の月数の改正となります。2年度では、既に6月期に1.30月分の期末手当を支給しているため、2年度の12月期に1.20月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間2.50月分とするものでございます。

タブレットにお戻りください。1ページをご覧ください。議案第64号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

特別職の職員につきましては、勤勉手当を含み、期末手当として支給しており、現在は、一般職と同様に年間で4.65月、6月に支給する場合は2.325月、12月に支給する場合は2.325月分を支給することとしております。

3ページの特別職に関わる新旧対照表をご覧ください。第3条第2項の改正でございますが、この期末手当につきましては、年間で0.10月分引き下げるとともに、年間4.55月分を一般職と同様に、6月と12月で均等配分する2.275月分に改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行期日を、第2項は期末手当に関する特別措置として、令和2年12月に支給する期末手当については、条文の規定に関わらず、100分の222.5とすることを定めるものでございます。

別添の附属資料ですと、特別職の欄をご覧ください。中段の2年12月1日の手当の月数の改正となります。2年度では既に6月期に2.325月分の期末手当を支給しているため、2年度12月期に2.225月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします年間4.55月分とするものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様に常勤であるため、2年度から人事委員会勧告の0.10月分の改定を実施するものでございます。

次に、タブレット8ページをご覧ください。議案第66号 奥多摩町会計年度任用職員



の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、令和2年4月1日から規定されました会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給率は、現在、経過措置の期間中であり、年間で1.44月、6月期、12月期にそれぞれ0.72月分を支給することとしております。

最後の10ページをご覧ください。会計年度任用職員に関わる新旧対照表でございます。附則第2項中、経過措置の改正でございますが、令和2年度の期末手当は、経過措置にかかわる支給割合を算定いたしますと0.05月分の期末手当の引き下げとなることから、支給率は100分の67となり、年間支給率は100分の139となり、次の令和3年度の期末手当は、経過措置に関わる支給割合を算定いたしますと0.55月分加算されることから、年間支給率は100分の194となり、6月、12月を均等に配分することから100分の97となります。

別添の附属資料ですと、会計年度任用職員の欄、中段の2年12月1日の手当の月数の改正となります。2年度では既に6月期に0.72月分の期末手当を支給しているため、2年度12月期には経過措置の割合で算出した0.67月分を支給し、年間の支給率を本条例で改正いたします1.39月分とするものでございます。会計年度任用職員につきましても一般職と同様であるため、2年度から人事委員会勧告の0.10月分をもとに経過措置を考慮し、改定を実施するものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案をさせていただいておりますことを申し添えます。

以上で、議案第64号から議案第66号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第64号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号の質疑を終結します。

次に、議案第65号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号の質疑を終結します。

次に、議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 64 号から議案第 66 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 5 議案第 64 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 64 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 65 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 66 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 66 号については原案のとおり可決されました。

ここで、中央演台の清掃を再度行いますので、しばらくお待ちください。

お待たせいたしました。

次に、日程第 8 議員提出議案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。事務局長。

○議会事務局長(原島 滋隆君) それでは、朗読をさせていただきます。

議員提出議案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、上記の議案を提出する。令和 2 年 11 月 27 日提出、提出者、奥多摩町議会議員、宮野亨。賛成者につきましては、提出者以外の全議員でありますので、朗読を割愛させていただきます。

奥多摩町議会議員長、原島幸次殿、理由、期末手当の支給率の改定を行うため、規定を整

備する必要があるため。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、朗読は終わりました。

これより提案理由の説明を提出者、宮野亨議員に求めます。宮野亨議員。

〔10 番 宮野 亨君 登壇〕

○10 番（宮野 亨君） それでは、議員提出議案第 2 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

提案の理由ですが、期末手当の支給率の改定を行うため、規定の整備をする必要があるためでございます。

今回の改定につきましては、東京都人事委員会の勧告により、ただいま特別職及び一般職の期末手当の支給率改定について原案のとおり可決しましたが、議員の期末手当につきましても支給率改定議案を提出するものでございます。

条例改め文をご覧ください。第 5 条第 2 項中「100 分の 165」を「100 分の 160」に改めるものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

なお、本議員提出議案につきましては、去る 11 月 20 日に議会全員協議会を開催し、協議いたしました。その結果をご説明申し上げます。

奥多摩町町議会議員の期末手当の支給率は、西多摩 4 町村で最も少なく、他の 3 町村が勧告同様の引き下げを行い、奥多摩町が引き下げなかった場合においても、なお最も支給率が少ない状況であり、今後、議員を目指す人が少なくなるのではないかという意見もありましたが、東京都人事委員会が民間給与調査の結果に基づき勧告したものであること、新型コロナウイルス感染症感染拡大による地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたい現状を鑑み、議員も身を切る必要があるとの結論に至り、議員全員の賛成により、議員提出議案として提出するものであります。

以上で、提案の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。本件については、提出者を含む全議員が賛成者でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議員提出議案第2号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

以上をもって令和2年第2回奥多摩町議会臨時会を閉会します。大変ご苦労さまでした。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員